

公共工事の品質確保の促進に関する
当面の取組みについて

平成 1 8 年 2 月
山形県土木部

目 次

1	背景と目的	1
2	公共工事の品質確保のための技術的能力の審査、評価、活用	1
3	工事の品質確保について	2
3 - 1	有資格者名簿の作成	
3 - 2	設計・積算	
3 - 3	予定価格の作成	
3 - 4	入札参加者の技術的能力の審査（一般競争入札（条件付）、指名競争入札）	
3 - 5	入札方式の選択	
3 - 6	入札・契約（総合評価方式）	
3 - 7	監 督	
3 - 8	検 査	
3 - 9	成績評定	
3 - 10	データベース登録	
4	委託業務等の品質確保について	5
4 - 1	設計・積算	
4 - 2	予定価格の作成	
4 - 3	入札参加者の技術的能力の審査（指名競争入札）	
4 - 4	入札方式の選択	
4 - 5	入札・契約（プロポーザル方式）	
4 - 6	監 督	
4 - 7	検 査	
4 - 8	成績評定	
4 - 9	データベース登録	
5	公共工事の品質確保に係る全般的な事項について	8
5 - 1	透明性の確保	
5 - 2	不正行為の排除	
5 - 3	不良・不適格業者の排除	
5 - 4	元請下請関係の適正化	
5 - 5	民間技術の利活用	
5 - 6	第三者機関の利活用	
5 - 7	市町村支援	
5 - 8	施策の推進にあたって	
図 1	工事における技術力の評価・活用フロー	10
図 2	委託業務等における技術力の評価・活用フロー	11

山形県土木部公共工事の品質確保の促進に関する当面の取組みについて

1 背景と目的

公共工事は、購入時に品質を確認できる物品の購入と異なり、施工者の技術力等により品質が左右されるものであるため、発注者として、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

しかしながら、厳しい財政状況により公共投資の削減が続けられてきた結果、価格競争主義が急速に進み、不良・不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や不良工事の発生、下請業者へのしわ寄せ行為などに起因する手抜き工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきている。

このような背景の中、公共工事の品質確保を目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成17年4月に施行され、適切な発注関係事務の実施、入札における競争参加者の技術的能力の審査・技術提案の募集等が義務付けられた。また、同法第8条1項に基づき、平成17年8月に、それらの施策を推進するための基本的な方針が定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、平成17年9月には、国土交通省において「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

本県においては、これまでも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、適正な入札・契約、技術力の評価等、公共工事の品質確保に努めてきたところであるが、品確法及びその基本方針を受け、またガイドラインの趣旨を踏まえ、さらに一層の品質確保の促進を図るための実施方針として、これまで取組んできた施策も含めて「山形県土木部公共工事の品質確保の促進に関する当面の取組みについて」（以下「取組方針」という。）を取りまとめたものである。

なお、試行中の各種施策や新たな施策の策定については、その試行状況、今後の動向を踏まえ、本取組方針とともに適宜見直しを図ることとする。

2 公共工事の品質確保のための技術的能力の審査、評価、活用

公共工事の品質確保を図るためには、事業の目的や工事の内容に応じ、相応な技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。そのためには、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、社会的要請等に係る技術提案を求めるよう努め、技術提案を求めた場合には価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に判断することにより落札者を決定することが必要である。

公共工事に係る測量、調査、土木設計、建築設計、用地関係委託業務等（以下「委託業務等」という。）についても、その品質確保は公共工事の品質を確保するために重要であり、かつ建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、委託業務等の契約においても、工事と同様に、事業の目的や委託業務等の内容に応じ、相応な技術的能力を有する競争参加者による競争が実現されることが必要であり、競争参加者の技術的能力の審査や、技術提案を求めその優劣を評価し最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

3 工事の品質確保について

工事の品質確保のための技術力の審査等については、最初の段階としては競争に参加するための共通的な経営状況や技術的能力の基本的な審査を行う。次に個別工事の発注においては、それぞれの工事内容に応じた技術力の審査、また必要に応じて技術提案を求め価格と技術力を総合的に評価した上で落札者を決定する。

施工に当たっては、契約内容に適合した履行がなされるよう監督業務を行うとともに、施工状況、完成状況などについて技術力を適切に評価した成績評定を行う。当該工事の実績、評定結果等については、将来の技術力審査事務に生かせるよう適切に保管、管理を行う。（図1 工事における技術力の評価・活用フロー）

3 - 1 有資格者名簿の作成

山形県競争入札参加資格者名簿の作成においては、経営事項審査結果による総合評定値に主観点数を加えた総合点数により入札参加資格審査を行う。なお、主観点数については、平成 17・18 年度資格審査において、従来の工事成績、関係法令違反の有無等のほか、「優良建設工事知事顕彰の表彰の有無」、「総合評価落札方式の加算点」、「契約後 V E における工事成績の加算点」など、工事成績以外の技術力評価事項を追加し資格審査を行っており、引続き技術力に関する評価事項の活用を図っていくこととする。

3 - 2 設計・積算

土木工事標準積算基準書、土木関係設計単価等、各種基準書により違算、遺漏のない適正な設計・積算を行うものとする。適正な設計・積算は適正な予定価格の作成に反映され、企業の健全な経営、下請業者へのしわ寄せの防止、ひいては構造物の品質向上、現場の安全性の向上へと結びつく。

また、発注者と施工者の設計図書の解釈に対する齟齬に起因する品質低下を防ぐため、「土木工事特記仕様書作成要領」により、条件明示を適切に行うものとする。

3 - 3 予定価格の作成

予定価格の作成に当たっては、設計書の積算金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる「歩切り」は厳に慎むものとする。（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための

措置に関する指針について」(平成13年3月28日付け管第1442号))

適正な積算結果に基づき適正な予定価格を決定することは3-2に記したように、構造物の品質向上に寄与する。

3-4 入札参加者の技術的能力の審査(一般競争入札(条件付)、指名競争入札)

個別工事に際しては、当該工事の施工に関する技術的能力の審査を行い、不良・不適格業者の排除、適切な競争参加者の選定を行う。「山形県建設工事等請負業者選定要領」)

一般競争入札(条件付)においては、工事成績、施工実績、技術者経験、技術者資格等、工事内容に応じて入札参加資格の設定を行い、参加希望者の資格について審査を行うものとする。「建設工事一般競争入札(条件付)における入札参加資格の設定について」)

指名競争入札においては、地理的条件、安全管理の状況、工事成績、施工実績等により入札参加資格者の絞り込みを行い、技術者数、手持ち工事の状況等により総合的評価を行って指名業者を選定するものとする。「建設工事等請負業者選定基準」、「指名競争入札における指名理由書の作成要領」)

なお、施工手順等の簡易な施工計画の審査及びそれらに関するヒアリングについても審査項目として考えられるところであるが、上記のような入札参加資格の審査、指名業者の絞り込みを行うことにより選定された者は簡易な施工計画を作成する能力を有すると認められること、また発注関係事務の過度な負担を軽減し、よりの確な審査を行うようにするため、当面は適用しないこととする。今後、現制度の対応状況を考慮しながら必要に応じて検討を行う。

また、資料に関するヒアリングについても、通常の発注関係事務の実施状況からみて対応は困難と考えられ、当面は適用しないこととする。

3-5 入札方式の選択

工事金額により随意契約、指名競争入札、一般競争入札(条件付)、一般競争入札を選定するものとし、工事内容により随意契約、価格による競争入札、総合評価方式による競争入札を適用するものとするが、総合評価方式は、特に小規模な工事となる指名競争入札には適用しないこととする。

総合評価方式における簡易型、標準型、高度技術提案型については、当面は標準型の試行を拡大していくとともに、簡易型について、今後の幅広い対応を視野に入れ試行に取り組むものとする。「山形県土木部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式施行要綱」、「総合評価落札方式の試行に係る取扱いについて」、「簡易型総合評価落札方式の試行について」)

なお、高度技術提案型は、県発注の工事内容、規模においては通常は適用範囲外であると判断されるが、適用すべき工事に際しては別途個別に検討することとする。

3-6 入札・契約(総合評価方式)

標準型の総合評価方式における評価方法は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式

の性能等の評価方法について（平成 14 年 6 月 13 日付け国地契第 12 号、国官技第 58 号、国営計第 33 号）を準用するものとする。なお、技術提案については、提案者にその改善を提案する機会を与えることで、より優れた技術提案とすることも可能であるが、総合評価方式の発注関係事務の実施状況からみて対応は困難と考えられ、当面は適用しないこととする。

簡易型においては、施工手順、地域特性への配慮等の簡易な施工計画や品質管理、また競争参加者の同種・類似工事の実績及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験及び工事成績等の中から評価項目を選定し、これらの評価項目・方法について試行を行いながら検討を進める。進め方としては、まずは簡易な施工計画や品質管理を評価項目とする方式（簡易型）の試行に取組むものとし、小規模な工事や技術的課題の少ない工事への総合評価方式を導入していくために、順次、同種・類似工事の実績、経験、工事成績等を評価項目とする方式（簡易型）についても試行を行うこととする。

ほかに、防災活動への取組み等についても評価対象として考えられるところではあるが、直接的な技術力をより重視する観点から、当面は評価対象としないこととする。

中立かつ公正な評価を行うための学識経験者の意見聴取については、平成 16 年度の試行から大学教授 1 名と直轄事務所所長（又は副所長）より意見を伺っているところであり、今後、簡易型の試行、標準型の適用拡大に向けて、その構成、あり方を検討する。

また、入札・契約過程に関する疑義、苦情等に対しても適切に説明、処理することが必要であるが、平成 16 年度からの試行において特に苦情等が出ていないこと、評価項目、評価方法、評価結果について事前に学識経験者の意見を聴取していることなどから、質問書への回答で十分対処可能と考えられる。将来的には、さらに不服がある場合の対応として、山形県入札監視委員会に不服処理の機能を合わせ持たせるような制度化についても検討していくこととする。

3 - 7 監 督

「山形県建設工事監督要領」、「山形県建設工事監督技術基準」により適切な監督業務を行うとともに、新工法を採用した工事、施工条件の厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事等、また低入札価格調査制度対象工事等について、契約の内容に適合した適切な履行がなされるよう「山形県建設工事重点監督実施要領」に基づき、より重点的な監督を行うものとする。

公共工事の品質確保のためには技術力評価に基づく施工者の選定も重要であるが、現場での施工状況について監督、指導することは、その技術力を現場へ生かす上でまた重要なことであり、入札・契約関係事務に追われて監督業務が疎かになることは避けなければならない。

3 - 8 検 査

検査については、出納局工事検査課所管であり、「山形県建設工事検査規程」、「山形県建設工事検査要領」、「山形県建設工事検査技術基準」、「中間検査の運用」等により、施工の

節目及び完成時の厳格かつ公正な検査が行われており、また、発注者、受注者に対する指導も適宜行われている。

3 - 9 成績評定

「山形県建設工事成績評定要領」、「山形県建設工事成績評定要領の運用」、「多様な入札方式に係る工事成績評定の運用について」により、公正な成績評定を行うものとする。

成績評定は施工業者の技術的能力を判断する材料となるため、その後の入札参加資格審査等に活用されるほか、当該業者の技術向上意欲の喚起にも結びつくものであり、工事の施工内容、評定基準等を十分に理解した上で、客観的かつ厳正に行わなければならない。

3 - 10 データベース登録

過去の工事实績、技術者の経験・配置状況、工事成績評定結果等は、新たな工事に対する技術的能力の審査に活用されるものであり、また不良・不適格業者の排除にもつながる。

工事实績については、施工者に全国共通のデータベースである「工事实績情報サービス(CORINS)」への登録義務付けを行っているところであり、その登録の確認を適切に行い、登録ミス、未登録をなくすものとする。成績評定については、県独自の「山形県建設事業情報総合管理システム」に登録を行い、データベースとしての充実を図るものとする。

なお、成績評定については内部のみのデータベースであるが、国及び各自治体の評定基準が不統一のため、共通データベースを構築してもデータの相互利用が難しく利用価値が少ないものとならざるを得ない。現在、国土交通省主導で共通成績評定基準の整備が進められているところであり、その整備を待つこととする。また、基準が統一なったとしても、共通データベースを各々で開発することも不経済、非効率的であり、たとえばCORINSに成績評定も取込むようになれば最も効率的と考えられ、当面は国の動向を見ていくこととする。

4 委託業務等の品質確保について

委託業務等の品質確保は公共工事の品質を左右するものであり、かつ建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、工事と同様に、競争参加者の技術的能力を審査することが重要である。

個別委託業務等の発注においては、それぞれの業務内容に応じて、価格のみにより契約相手を決定するだけでなく、必要に応じて技術提案を求めその優劣を評価し最も適切な者と契約を結ぶ。

委託業務等の履行にあたっては、契約内容に適合した履行がなされるよう監督業務を行うとともに、履行状況、成果物内容などについて技術力を適切に評価した成績評定を行う。当該業務の実績、評定結果等については、将来の技術力審査事務に生かせるよう適切に保管、管理を行う。(図2 委託業務等における技術力の評価・活用フロー)

4 - 1 設計・積算

設計業務等標準積算基準書、土木関係設計単価等、各種基準書により違算、遺漏のない適正な設計・積算を行うものとする。適正な設計・積算は適正な予定価格の作成に反映され、企業の健全な経営、技術者へのしわ寄せの防止、延いては成果物の品質向上へと結びつく。

また、発注者と業務受託者の設計図書の解釈に対する齟齬に起因する品質低下を防ぐため、特記仕様書により、条件明示を適切に行うものとする。

4 - 2 予定価格の作成

予定価格の作成に当たっては、設計書の積算金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる「歩切り」は厳に慎むものとする。適正な積算結果に基づき適正な予定価格を決定することは4 - 1 に記したように、委託業務等の成果物の品質向上に寄与する。

4 - 3 入札参加者の技術的能力の審査（指名競争入札）

個別業務に際しては技術的能力の審査を行い、不良・不適格業者の排除、適切な競争参加者の選定を行う。（「山形県建設工事等請負業者選定要領」）

地理的条件、安全管理の状況、技術的適性、業務成績、業務実績等により入札参加資格者の絞込みを行い、技術者数、業務実績数等により総合的評価を加えて決定するものとする。（「建設工事等請負業者選定基準」、「指名競争入札における指名理由書の作成要領」）

4 - 4 入札方式の選択

委託業務等の金額及び業務内容により通常の随意契約、プロポーザル方式による随意契約、指名競争入札を適用するものとする。プロポーザル方式における技術者評価型（簡易型）、総合評価型については、当面は技術者評価型の試行拡大を図るものとする。（「山形県土木部委託業務等指名型プロポーザル方式試行実施要領」、「委託業務等指名型プロポーザル方式執行基準」）

なお、詳細な技術提案を求め、具体的提案内容、技術者等を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式については県発注業務委託の内容、規模においては通常は適用範囲外であると判断されるが、適用すべき業務に際しては別途個別に検討することとする。

4 - 5 入札・契約（プロポーザル方式）

技術者評価型プロポーザル方式は随意契約の一つであるため、発注者の恣意性を排除し客観的な評価を行うものとする。

特にヒアリングにおいては、三人以上で行い、ヒアリング項目を整理・細分化して項目ごとに点数化する等、客観性の確保に留意するとともに、各評価項目の配点についても、業務内容に応じた項目ごとのウェイトを考慮し画一的な配点を避け、より適切な評価を行なうよう努めるものとする。

4 - 6 監 督

「山形県委託業務等監督要領」により適切な監督業務を行うものとする。

工事と同様に、公共工事の品質確保のためには技術力評価に基づく業務受託者の選定も重要であるが、業務の遂行状況について監督、指導することは、その技術力を生かす上でまた重要なことであり、入札・契約関係事務に追われて監督業務が疎かになることは避けなければならない。

特に、委託業務等の成果物については、その品質がそのまま工事目的物の良し悪しを左右することになるため、業務受託者が業務の完了まで各段階で行う照査の実施状況等の確認、把握については遺漏のないよう留意するものとする。（「土木工事関連委託業務における照査について」）

4 - 7 検 査

検査においては、「山形県委託業務等検査要領」により、厳格かつ公正な検査を行うものとする。

4 - 8 成績評定

「山形県委託業務等成績評定要領」「山形県委託業務等成績評定要領の運用」により、公正な成績評定を行うものとする。

成績評定は業務受託者の技術的能力を判断する材料となるため、その後の入札参加資格審査等に活用されるほか、当該受託者の技術向上意欲の喚起にも結びつくものであり、委託業務等の内容、評定基準等を十分に理解した上で、客観的かつ厳正に行わなければならない。

4 - 9 データベース登録

過去の業務実績、技術者の経験・配置状況、業務成績評定結果等は、新たな業務に対する技術的能力の審査に活用されるものであり、また不良・不適格業者の排除にもつながる。

業務実績については、業務受託者に全国共通のデータベースである「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」への登録義務付けを行っているところであり、その登録の確認を適切に行い、登録ミス、未登録をなくすものとする。成績評定については、県独自の「山形県建設事業情報総合管理システム」に登録を行い、データベースとしての充実を図るものとする。

なお、成績評定については内部のみのデータベースであるが、国及び各自治体の評定基準が不統一又は未整備のため、共通データベースを構築してもデータの相互利用が難しく利用価値が少ないものとならざるを得ない。今後、国・自治体共通の成績評定基準の整備を待つこととする。また、基準が統一なったとしても、共通データベースを各々で開発することも不経済、非効率的であり、たとえばTECRISに成績評定も取込むようになれば最も効率的と考えられ、当面は国の動向を見ていくこととする。

5 公共工事の品質確保に係る全般的な事項について

公共工事の品質確保の推進に当たっては、技術力の評価に加え、入札・契約の過程及び契約内容の透明性、競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合・入札談合等関与行為やその他の不正行為及び不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化を図らなければならない。

また、これら公共工事の品質確保に係る発注関係事務を適切に行うことが困難な市町村に対しては、各種基準・要領等の必要な情報の提供を行うとともに、支援要請に対しては自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り要請に応じた支援を行う。

5 - 1 透明性の確保

「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」により、入札・契約関係の諸規定、建設工事の発注見通し、入札・契約過程並びに契約内容の公表を行い、透明性を一層向上させるものとする。

5 - 2 不正行為の排除

「山形県談合情報対応要領」により情報の的確な把握、対処を行い、適正な入札の執行に努めるものとする。

5 - 3 不良・不適格業者の排除

「山形県建設工事不良不適格業者排除対策実施要領」により、不適格技術者を配置する企業の排除、建設業法及び関係する諸規定の遵守についての確認、指導を行うものとする。

また、低価格入札により適正な施工がなされない、または公正な取引秩序を乱すおそれがあると認められるものに対しては「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」、「山形県建設工事低入札価格調査制度取扱要領」、「山形県建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領」により、調査を実施し、適正な施工を担保する契約を行うものとする。

5 - 4 元請下請関係の適正化

一括下請け、不適格技術者の配置などの不正行為等のほか、下請代金の支払遅延などの下請業者に対するしわ寄せ行為等は、建設業の健全な発展を阻害するばかりでなく、手抜き工事等、公共工事そのものの品質低下を招くことにつながる。工事を施工する専門工事業者等の適正な活用をはかるため、「山形県元請下請関係適正化指導要領」により現地調査・指導を行うなど、元請と下請関係の適正化を図るものとする。

5 - 5 民間技術の利活用

民間の優れた技術力を活用することは公共工事の品質向上のみならずコストの縮減にも結びつく。現在は国土交通省のNETISを活用し、新技術の活用を図っているところであるが、地元企業の技術開発意欲の喚起、また開発された技術を積極的に使用していくこ

とによる公共工事の品質向上を図るため、県内企業を対象とした「建設やまがた県産技術活用支援事業」を推進するものとする。

5 - 6 第三者機関の利活用

昨今の行財政改革に伴う人員削減、技術研修予算の削減等、厳しい状況にある中、発注者として発注関係事務を適切に行うため、その体制整備、技術力の研鑽等に努めなければならない。なおかつ発注関係事務を適切に行うことが困難な場合は、適切に行うことができる者の能力を活用するものとする。

発注関係事務の全部または一部を行うことができる者として、当面、県及び市町村の建設工事の設計・積算業務及び工事監理業務等を行い建設行政の円滑な推進に寄与するものとして設立された「(財)山形県建設技術センター」の活用を行う。民間機関の活用については、まだ守秘性・公平性の観点から問題が残ると考えられ、国土交通省の対応をみながら連携を図るよう進めていくこととする。

5 - 7 市町村支援

市町村支援としては、従来より、関係諸基準等の配付、各種要領等のインターネット上での公表、説明会の実施等を行うとともに、相談、問合せ等にも随時対応しているところである。

今後とも情報提供、周知・説明を行うとともに、県で行う研修等への受入れについても検討していく。また、支援機関として(財)山形県建設技術センターの活用について推奨していくこととする。

5 - 8 取組方針の推進にあたって

本取組方針の推進にあたっては、各部局共通の事項については「山形県入札制度改善委員会建設工事部会」において検討を行い、非共通事項については各部局で対応するものとする。

しかしながら、急激な施策の推進、過度な基準・制度の制定は、受注者の負担となるばかりでなく、発注者自身の負担ともなり、設計図書作成、工事の施工監督、検査等のミスを誘いかねない。法律の目的があくまで公共工事の品質確保であることを念頭に、県の事業執行体制に応じて適切に推進していくこととする。

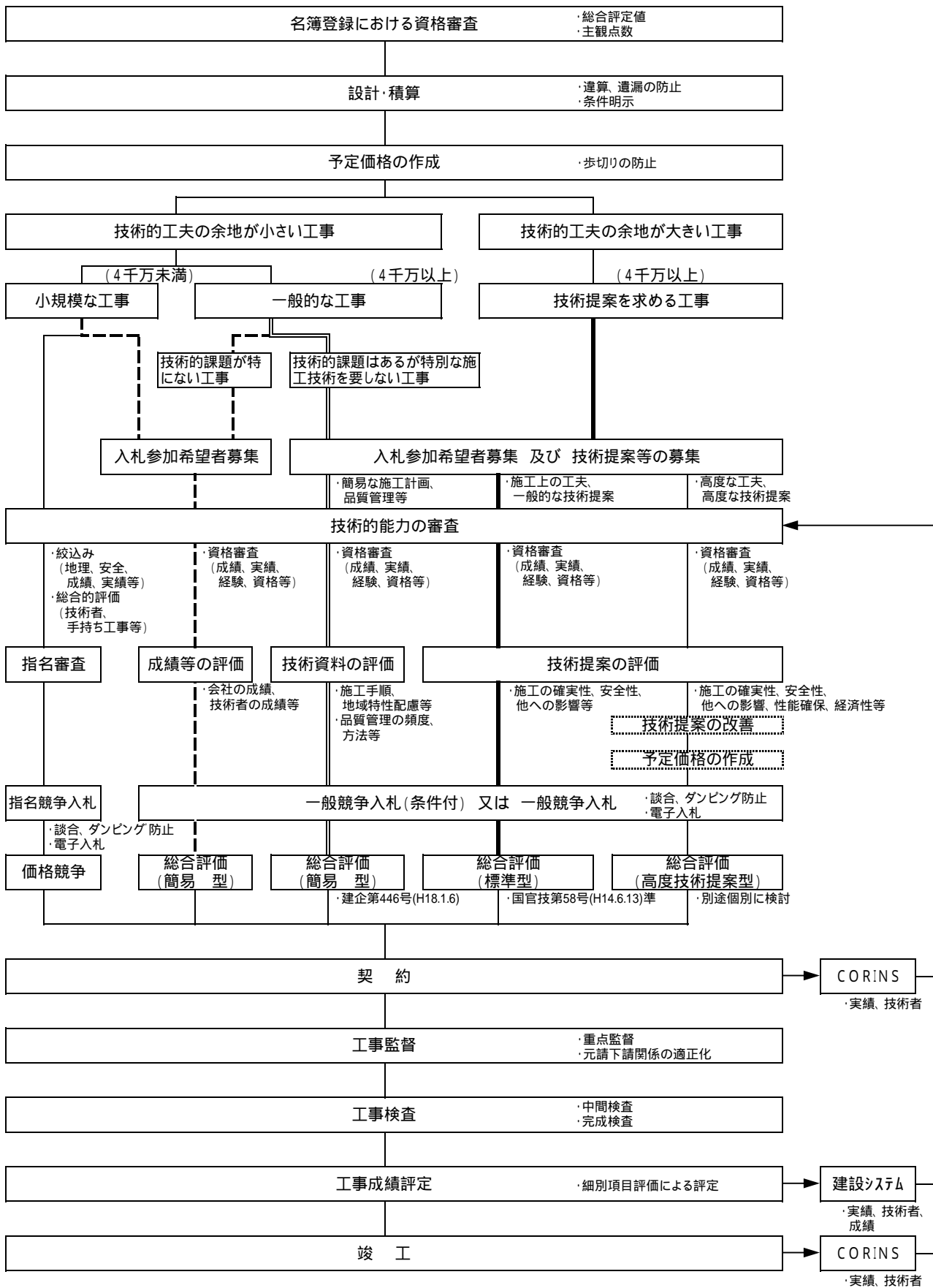
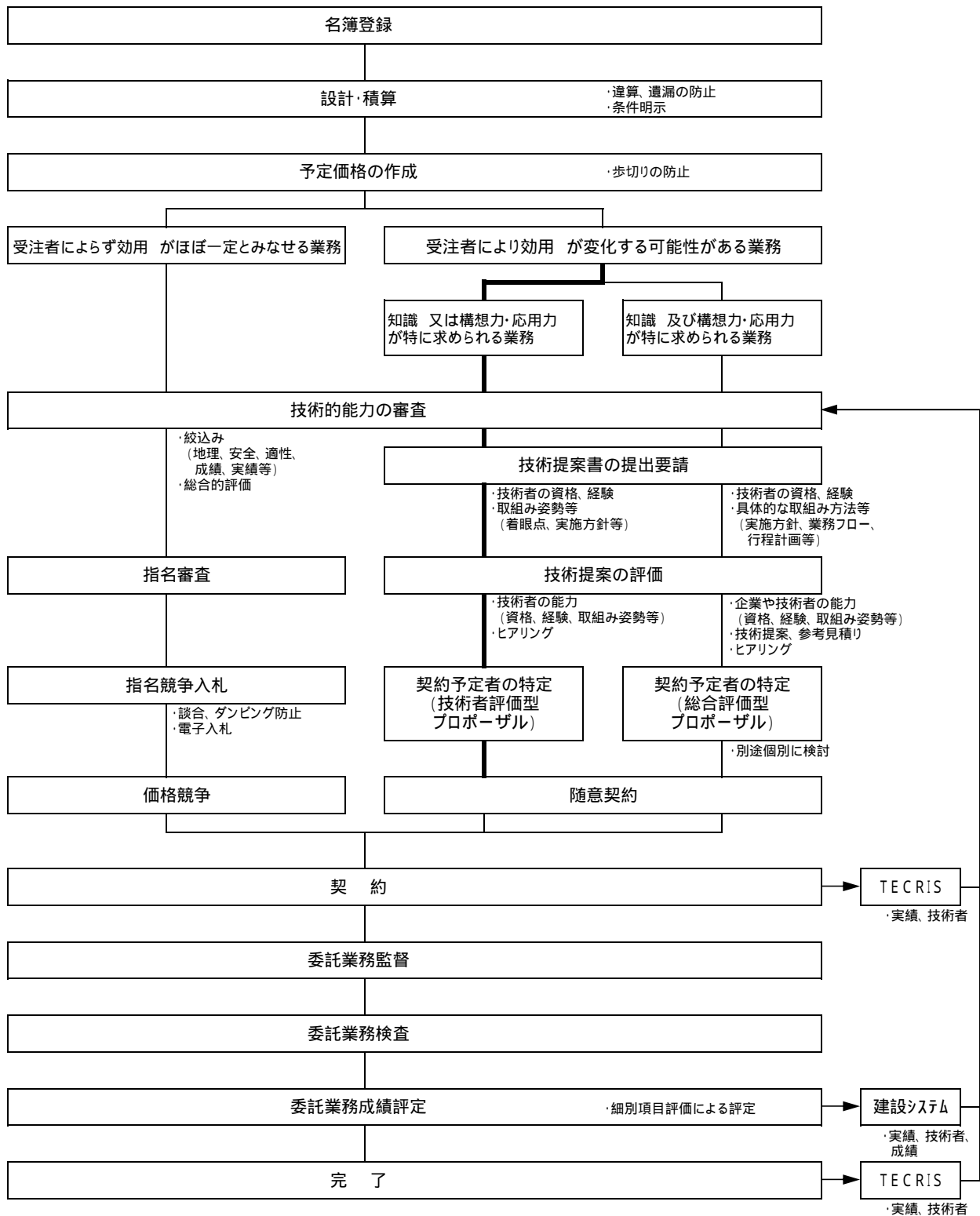


図1 工事における技術力の評価・活用フロー



効用：利用者の満足度
 知識：業務遂行に要する経験
 構想力・応用力：知識を活用し業務遂行に要する能力、及び非定型・新規性・特殊性に応じて要求される能力

—— 技術者評価型プロポーザル方式の試行継続・拡大

図2 委託業務等における技術力の評価・活用フロー